

医療施設等業務効率化支援事業補助金 Q&A

この補助金は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、医療機関等が行う業務効率化・生産性向上のための事業を広く支援の対象とするものです。

問い合わせをいただく前に、以下の Q&A を確認願います。

なお、個別の製品名を挙げて、「〇〇〇〇（製品名）が補助の対象になるか」との質問には回答いたしかねます。

1 事業について

Q 1-1 どのような事業ですか。

A 1-1 診療報酬を主たる収入とし、物価高騰の影響を価格転嫁できない医療施設等において、ICT 機器等の導入による業務効率化を図るため、設備等の導入に要する初期投資を支援し、地域の医療・施術体制の維持を図ることを目的として行うものです。

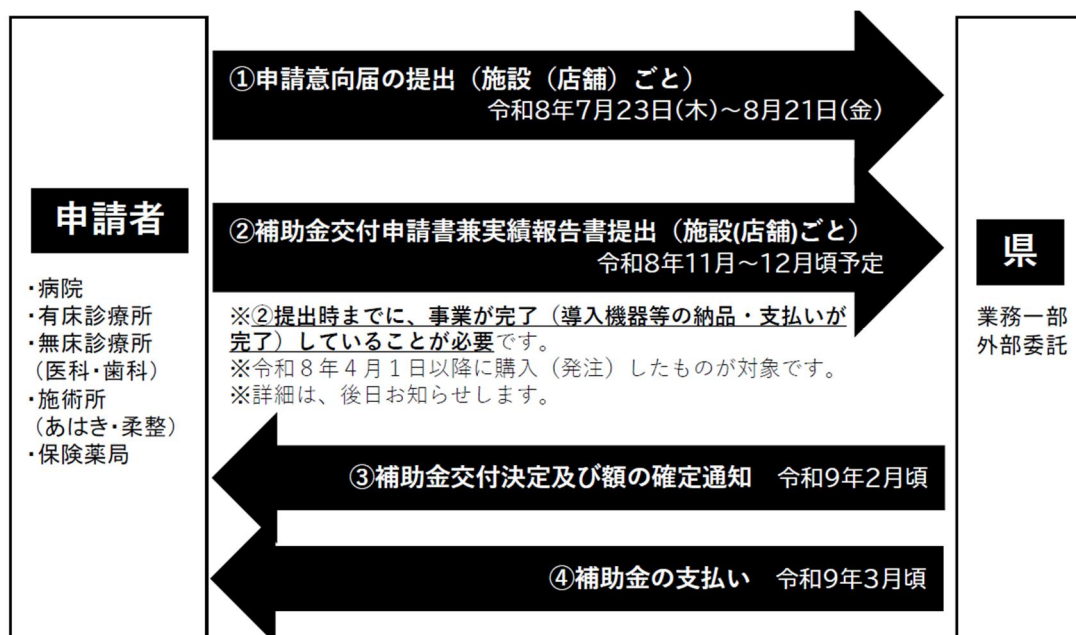
具体的には、業務効率化・生産性向上のために行う、以下の機器等の新たな導入（購入）に係る経費を支援します。

- A 院内業務の効率化に必要な機器
- B 受付・会計・事務負担の軽減に必要な機器
- C 診療・施術の記録や連携に必要な機器
- D 業務に使用する機器

※ただし、消耗品費、ランニングコスト、消費税、振込手数料、その他本事業の目的に合致しない経費等を除く。

Q 1-2 事業の流れを教えてください。

A 1-2 以下のとおりとなります。



2 補助事業の対象や補助率、補助金額について

Q 2－1 補助金の対象となる「業務効率化・生産性向上のための事業」とは何を指すのか、教えてください。

A 2－1 下記の表に掲載した機器・システム（例示）の導入に係る初期費用が補助の対象となります。なお、診療所や施設のランニングコスト（賃借料や光熱水費等）、消耗品の購入費用及び消費税、振込手数料等は本事業の補助対象外となります。

導入目的・効果	機器、システム等の具体例
A 院内業務の効率化に必要な機器	・ 勤怠管理システム ・ シフト作成ソフト ・ 経理・請求管理ソフト ・ 文書管理・電子保存システム ・ セキュリティソフト、バックアップシステム 等
B 受付・会計・事務負担の軽減に必要な機器	・ 予約管理システム ・ Web問診 ・ 自動受付機・QR受付 ・ オンライン決済・自動精算機 ・ 会計ソフト ・ レセプトコンピュータ（簡易型含む） 等
C 診療・施術の記録や連携に必要な機器（DX関連）	・ 電子カルテ（ソフトウェア） ・ 施術記録システム ・ 画像・検査データ管理システム ・ 電子処方箋対応機器 等
D 業務に使用する機器	・ パソコン、タブレット、スマートフォン（業務用） ・ Webカメラ、マイク・スピーカー ・ Wi-Fiルーター、通信機器 ・ モニター、プリンタ 等
その他、業務の効率化・生産性向上に資する機器	

Q 2－2 自施設で導入しようとしている特定のシステムや機器が、補助対象になるかどうかを判断するための基準はありますか。

A 2－2 個別の製品名（メーカー名や型番等）を挙げての対象可否はお答えいたしかねますが、以下の3つのセルフチェック基準をすべて満たすものであれば、原則として補助対象となります。

- (1)【目的の合致】その機器やシステムを導入することで、自施設における「事務負担の軽減」「受付・会計の効率化」「診療・施術記録のデジタル化」など、業務効率化や生産性向上に直接つながるものであること。
- (2)【業務専用性】専ら業務（診療、受付、事務等）に使用するものであること（私生活や娯楽、一般的な趣味等と共用するものは対象外です）。
- (3)【初期投資費用】機器の本体購入費や初期セットアップ費用であること（毎月の利用料や保守費用などのランニングコスト、インクや用紙などの消耗品、消費税は対象外です）。

※「その他、業務の効率化・生産性向上に資する機器」の具体例

- ・ 音声入力対応のマイク（カルテ作成迅速化のため）
- ・ バーコードリーダー（診察券や医薬品の読み取り用）
- ・ 業務効率化ソフトを動作させるために必要不可欠な周辺機器（専用プリンター等）
など

判断に迷う場合は、導入予定の機器が「どのように業務時間を短縮し、効率化に寄与するか」を説明できるかという観点でご検討ください。

Q 2－3 リースやレンタルの物品は補助対象になりますか。

A 2－3 機器等の新たな導入（購入）に係る初期投資を対象としており、リース料、レンタル料その他継続的な利用に係る費用は補助対象外です。

Q 2－4 複数の機器をまとめて申請できますか。

A 2－4 1施設（店舗）につき複数の機器等を申請することは可能です。ただし、補助金額は施設ごとの補助上限額の範囲内となります。

Q 2－5 購入だけでなく設置費用や設定費用も対象になりますか。

A 2－5 機器導入に必要な初期設定費用、設置費用等は補助対象となります。一方、保守契約料、月額利用料等は対象外です。

Q 2－6 補助率や補助金額はどうなっていますか。

A 2－6 対象施設ごとに、以下のとおりとなります。

対象施設	基準額 (千円)	補助率	補助上限額（千円） (＝基準額×補助率)
病院（200 床以上※）	15,000	3 分の 2	10,000
病院（199 床以下※）	3,000		2,000
有床診療所	300		200
医科無床診療所	150		100
歯科診療所	150		100
施術所（あん摩マッサージ・はり・灸）	63		42
施術所（柔道整復）	63		42
薬局	150		100

※病床数は、令和 8 年 4 月 1 日時点で届け出ている数となります。

補助上限額は、基準額×補助率により算定されます。また、補助上限額は 1 施設（店舗）ごとに適用されます。

例えば、複数の保険薬局を経営する法人が、各店舗に患者データの管理のため新規にパソコンを購入する場合、補助上限額は店舗ごとに 10 万円（基準額 15 万円×補助率 2/3）となります。

3 申請意向届について

Q 3－1 申請意向届は、いつから受け付けるのでしょうか。

A 3－1 令和8年7月23日（木）から受け付けます。県電子申請システムから、必要事項を入力して提出してください。受付期限は令和8年8月21日（金）となっています。

（電子申請システム https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=33658）

Q 3－2 申請意向届を出さないと、補助金の交付は受けられないのでしょうか。また、提出しないことで後から不利になることはありますか。

A 3－2 申請意向届の提出は必須要件ではないため、提出していなくても11月頃からの本申請（補助金交付申請書兼実績報告書の提出）を行うことは可能です。

しかし、事前に全体の申請予定額を把握し、予算を適切に管理するためにご協力をお願いしています。また、申請意向届を提出いただいた施設には、本申請の受付開始時に手続きのご案内をスムーズに行う予定です。

提出がない場合、本申請時の確認や審査に時間を要し、補助金の交付（振込）が遅れるなどの影響が生じる可能性があります。申請を予定されている方は、可能な限り期間内（7月23日～8月21日）に提出していただきますようご協力をお願いいたします。

Q 3－3 申請意向届の提出や補助金の交付は法人単位でしょうか。それとも施設（または店舗）単位でしょうか。

A 3－3 施設（または店舗）単位となります。

同一の法人が複数の施設（店舗）分をまとめて提出する場合は、施設（店舗）ごとに申請意向届や交付申請書兼実績報告書の提出が必要になります。

Q 3－4 パソコン操作に不慣れで、県電子申請システムからの届出が難しい場合はどうすればいいですか。

A 3－4 県電子申請システムの利用が難しく紙での提出を希望する場合は、コールセンターまで連絡してください。

医療施設等業務効率化支援事業 コールセンター

025－282－7673

開設期間及び日時：7月23日（木）～8月21日（金） 平日9時～17時（12時から13時除く）

なお、お電話がつながりにくい場合は、お時間をおいて再度おかけ直してください。

Q 3－5 病院の場合、厚生労働省の「医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業」に選定されるか分からない段階で、本事業の申請意向届の提出期限が

来てしまいます。一旦、申請意向届を提出しておき、厚生労働省事業の採択が決まった後に取り下げることが可能でしょうか。

A 3-5 可能です。厚労省事業に採択され、そちらを実施することになった場合は、本事業で11月頃から受付予定の「補助金交付申請書兼実績報告書」の手続きを行わないでください。なお、提出済みの申請意向届に対する取り下げの報告（連絡）は不要です。本申請がない段階で、申請の意向を辞退したものとみなします。

4 事業の実施について

Q 4-1 申請意向届を提出したら、事業に着手してよいのでしょうか。

A 4-1 申請意向届を提出したら、事業（業務効率化・生産性向上のための機器・システムの導入（購入））に着手して構いません。なお、当事業においては、これから購入するものだけでなく、令和8年4月1日以降に導入（購入）したものが補助対象となりますので、既に導入（購入）してあるものに補助金を充当することも可能です。

補助金の交付（又は不交付）は、後で提出していただく補助金交付申請書兼実績報告書を審査の上、決定されますので、事業完了後は補助金交付申請書兼実績報告書の提出準備をしてください。

Q 4-2 国、県の補助金との併用はできますか。

A 4-2 同一の事業や機械装置等について、国、県が助成する他の制度との併用はできません。

5 交付申請書兼実績報告書について

Q 5-1 補助金交付申請書兼実績報告書はいつ、どのように提出すればよいですか。現時点で準備しておくべきことはありますか。

A 5-1 令和8年11月～12月頃に提出していただく予定です。提出方法等については、別途お知らせします。なお、本申請時には導入した機器等の「カタログ」、「領収書・振込票等の支払証拠書類」、設置後の「写真」が必要となります。これらは後から用意することが難しいため、導入・設置の段階から大切に保管・準備しておいてください（詳細はQ 5-2をご確認ください）。

Q 5-2 補助金交付申請書兼実績報告書にはどのような書類を添付するのでしょうか。

A 5-2 以下の書類を添付してください。

- (1)新たに導入した機器等の仕様・性能が分かるもの（カタログ等の写し）
- (2)設置場所の全景、設備ごとの写真
- (3)導入機器等の支払い金額（消費税を除く）が分かる証拠書類
（請求書、領収書、振込依頼書、振込票、クレジットカード利用明細等の写し）

(4)振込口座の通帳等の写し（口座番号、口座名義等が確認できるページ）

6 補助金の支払いについて

Q 6－1 補助金が指定口座に振り込まれるのはいつになりますか。

A 6－1 交付申請書兼実績報告書を提出いただいた後、実施した事業内容の審査を行い、補助金を交付すべきと認めた場合は、交付決定（及び補助金額の確定）を通知します。

その後、補助金の支払いを行います。令和9年2～3月に御指定の口座に振り込むことを予定しています。